

# 「救助・救急対策計画」

## 第2章 災害予防対策

### 第5節 災害応急体制の整備

#### 第5 消防の相互応援体制および緊急消防援助隊

県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

### 第9節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

#### 第1 救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係市と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、関係市に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

#### 第2 救助・救急機能の強化

県は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

## 第3章 災害応急対策

### 第9節 救助・救急対策計画

#### 第1 計画の方針

原子力災害は広域的な災害となる可能性があるため、防災関係機関相互の緊密な連携による救助・救急活動および火災予防体制を確立し、迅速かつ的確に実施するものとする。

また、救助・救急活動に従事する者について被ばく管理を行うものとする。

## 第2 陸上における救助・救急および火災予防対策

### 1 関係市の措置

#### (1) 救助・救急活動および火災予防

関係市は、関係市の消防機関が救助・救急活動を行うにあたり、県警察その他防災機関と協力して救助・救急活動を実施するものとする。

また、県警察その他防災関係機関と協力し、住民に対して退避等の指示を行うと同時に、火気の遮断による出火防止や火災発生時の初期消火についての広報を行い火災予防に努めるものとする。

#### (2) 救助・救急活動の応援要請

関係市は、県に対し被害の状況および応援の必要性等を連絡するとともに、関係市自体の能力で救助・救急活動を行うことが困難なとき、または救助・救急活動に必要な車両等の調達を必要とするときは、滋賀県広域消防相互応援協定や滋賀県下消防団広域相互応援協定に基づき県内市町に対し応援を要請するものとする

## 2 県の措置

### (1) 資機材の確保

県は、関係市の行う救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県、原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じるものとする。

### (2) 救助・救急活動の応援要請

ア 県は、関係市から救助・救急活動について応援要請があったとき、または災害の状況等から必要と認められる場合には、消防庁、関係市以外の市町、県警察、原子力事業者等に対し応援を要請するものとし、この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

イ 県は、関係市から、他都道府県の応援要請を求められた場合または周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合には、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った関係市に連絡するものとする。

### 第3 空からの救助・救急対策

#### 1 関係市の措置

関係市は、ヘリコプターを活用した活動が行われるために、あらかじめ緊急離着陸場の指定を行い、迅速な情報収集や救助・救急活動を行うために有効なヘリコプターの活用を図るものとする。

#### 2 県の措置

- (1) 県は、関係市から空中からの救助・救急活動について応援要請があったとき、または災害の状況等から必要と認められる場合には、県防災ヘリコプターによる救助・救急活動を行うとともに、必要に応じ県警察に対し応援を要請するものとする。
- (2) 県は、関係市から他都道府県等のヘリコプターの応援要請があったときは、速やかに広域航空消防応援によるヘリコプターの派遣を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った関係市に連絡するものとする。